「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）のご案内

問　健康福祉課　☎27－0175

● 「調整給付金」とは？

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、**納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族１人につき、４万円（令和６年分の所得税から３万円・令和６年度分の個人住民税所得割から１万円）の「定額減税」が行われます。**（注１）

その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、**定額減税しきれない額を１万円単位に切り上げて算定した「**調整給付金」が支給**されます。（注２）

（注１）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。
（注２）令和５年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ支給されます。

所得税・住民税の定額減税の対象者

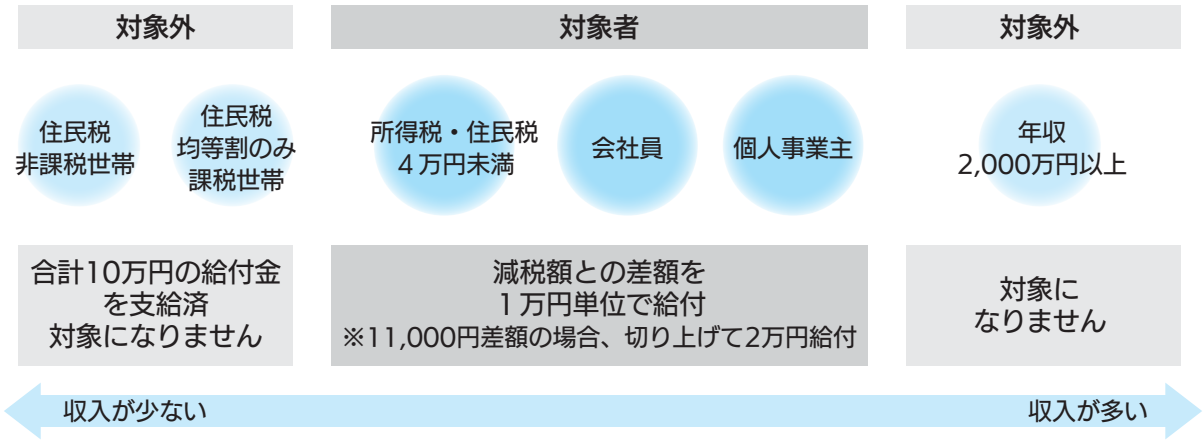

9月頃より発送開始　給付は9月下旬からの予定

● 支給対象者・支給金額について

所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。

支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、下記はあくまで一例です。

＜例１＞一人暮らしで、所得税１万円・住民税所得割２万円（減税前）の納税者の場合
⇒**定額減税しきれない所得税分の２万円が、調整給付金として支払われます**。

＜例２＞４人家族で、内１人が所得税３万円・住民税所得割２万円（減税前）の納税者（３人が納税者の税法上の扶養である）の場合
⇒**定額減税しきれない３人の所得税分の９万円と２人の住民税分２万円の計11万円が、調整給付金として支払われます**。

対象者には順次ご案内します。

● 給付金の支給手続き

対象者の方には町から確認書をお届けします。
必要事項の記入と添付書類の準備、**返信**をお願いします。

● 確認書による申請期間

確認書がお手元に届いた日～11月15日（金）必着
審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。
※町が確認書を受理した日から20～30日後を目安に支給します。